

自動車賃貸借仕様書

- 1 件 名
自動車賃貸借（送迎車両）
- 2 納車場所
草加市総合福祉センター であいの森
草加市柿木町261番地1
- 3 納車期限
令和6年4月10日まで
ただし、発注時点において、既に上記納車期限を上回る受注残を抱えている等、納車期限に間に合わないことが予測される場合には、その都度協議のうえ決定するものとする。
- 4 契約期間
契約締結日から5年間
ただし、契約期間満了後についても、1ヵ月単位での再リース契約の締結を可能とすること。
- 5 参考車種及び契約内容
 - (1) 参考車種 ハイエースバン 車いす仕様車 ロング・標準ボディ Bタイプ DX
 - (2) ボディ塗色 ホワイト
 - (3) 月間走行距離 1, 500km
 - (4) 乗車定員 車椅子2名+8名
- 6 台数
1台
- 7 支払方法
上記賃貸借期間による均等払い
- 8 リース料内訳
 - ・車体価格
 - ・登録費用
 - ・自動車取得税環境性能割
 - ・自動車税（リース期間の全額）
 - ・自動車重量税（リース期間の全額）
 - ・自動車損害賠償責任保険（リース期間の全額）
 - ・施設名ステッカー作成及び貼り付け費用
 - ・メンテナンスサービス
期間中の車検・法定6ヵ月定期点検
エンジンオイル交換（6ヵ月毎）
点検時の油脂類・消耗品の交換

一般修理

タイヤ更新（必要本数 夏用、冬用の交換費用を含む）

バッテリー必要時交換

9 車両仕様(当該グレード車両に以下装備・仕様がない場合はオプション装備・改造申請)

- ・SRSエアバッグ（助手席）
- ・スライドドア イージークローザー
- ・バックドア イージークローザー
- ・ナビゲーションシステム
- ・サイドバイザー
- ・フロアマット
- ・バックブザー
- ・バックガイドモニター
- ・ドライブレコーダー前後（2カメラ）
- ・文字マーキングステッカー
- ・スタットレスタイヤホイール付
- ・自動（被害軽減）ブレーキ機能
- ・踏み間違え時サポートブレーキ機能
- ・上記以外の最新のセーフティサポート機能

10 施設名ステッカー

- ・車体両側側面及びバックドアに緑文字ステッカーで貼り付ける。
（草加市の基準色 DIC174又は7.8G58/12.9※同色が無い場合はそれに近い色）

「社会福祉法人 草加市社会福祉事業団 （1行目）

草加市総合福祉センター （2行目）

であいの森 （3行目）」

- ・全て丸ゴシック体文字、「社会福祉法人」は小サイズ、「草加市社会福祉事業団」は中サイズ、「草加市総合福祉センター であいの森」は大サイズ。
- ・車体バックドアに関して、「(福) 草加市社会福祉事業団」は中サイズ、「であいの森」は大サイズとする。
- ・車体前方部分及びバックドアに黒文字ステッカーで「B号車」

11 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ譲渡、または提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

12 その他

- (1) 法定・一般点検時における車両の引取り。
- (2) リース期間満了時の残存価格の精算はしないものとする。
- (3) 納車時は、ガソリンを満タンとすること。
- (4) 車椅子固定装置について、固定時の巻取りは電動のものとし、スイッチは壁に取り付けること。
- (5) 参考車種以外で見積もる場合は、事前に資料、カタログ等を添付し、承認を得ること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、当事業団の指示に従うこと。

13 問い合わせ先

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局

担当：櫻井

電話：048-930-0311

<参考写真外装>



※車両側面

- ・ 2行目を以下のように変更する。
「草加市総合福祉センター」（草加市を追加）
- ・ 1行目及び3行目文字共に画像と同様。



※車両前後面

- ・ 「C号車」を「B号車」と読み替える。

※車両後面

- ・ 上下文字共に画像と同様。